



平成29年11月 1日

## 旧市立病院敷地における土壌汚染状況調査結果

## 経緯

旧市立病院敷地で、土壌汚染対策法に基づく調査を実施し、10月30日に調査の結果が出され、国の土壌溶出量基準値を超える特定有害物質が検出されたことが判明しました。

## 所在地

旧市立病院敷地（中央七丁目2番地1）

※本敷地は平成29年3月に改正された春日部市役所の位置を定める条例に定める本庁舎の移転建替え予定地

## 調査結果

分析数378件のうち基準値超過検出数8件

（10m格子区画で7件、30m格子区画（5地点均等混合法）で1件）

特定有害物質	基準値	検出値
砒素及びその化合物 （土壌溶出量）	0.01mg/L以下 <sup>※1</sup>	0.014～0.017mg/L 7件
		0.097mg/L 1件

※1 国の土壌溶出量基準値とは、一生涯（70年間）に1日2リットルの地下水を飲用しても影響を及ぼさないように定めたもの

## 健康への影響

基準値を超過した箇所は、既存建物の下や舗装下、地表から2.5メートル～3.0メートルの地中であり、土壌が飛散する可能性や土壌を直接摂取する可能性は極めて低いと考えています。

## 今後の対応

速やかに今回の調査結果について市民に周知を図り、直ちに周辺地域の飲用井戸の有無を調査するとともに、汚染の深さを確認するための詳細調査を実施するなど、関係機関と協議のうえ関係法令にのっとり適切な対応をしていきます。

## 《問い合わせ先》

総務部管財課 本庁舎整備担当

担当：内藤・鐘ヶ江 内線7421